

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝及び樹木等の病虫害防除等のために用いられる農薬の安全かつ適正な使用等の確保及び農薬の使用に伴う周辺環境の汚染を防止するために、事業者の協力の下に必要な事項を定め、もって県民の健康の保護及び安全な環境の保全に役立てることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ゴルフ場 地方税法に規定するゴルフ場及びゴルフ場に類する施設をいう。
- 二 農薬 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する農薬をいう。
- 三 事業者 県内に設置されたゴルフ場を経営している者、今後県内にゴルフ場を開設し、経営しようとする者及びゴルフ場を直接に管理運営する者(当該ゴルフ場の造成工事が着手されたときの当該工事の発注者を含む。)をいう。

(登録農薬の使用及び農薬表示事項の遵守)

第3条 知事は、事業者が、病虫害の防除等の目的で農薬を使用するときは、法第3条又は法第34条第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用させることとする。

- 2 知事は、事業者が、病虫害の防除等の目的で農薬を使用するときは、法第16条に定める登録に係わる適用病虫害の範囲及び使用方法上の注意事項その他の農薬表示事項を遵守し安全かつ適正に使用させることとする。

(被害の防止及び環境の保全)

第4条 知事は、事業者の農薬使用にあたっては、気象、地形等の環境条件を十分考慮し、農薬散布従事者、ゴルフ場従業員、利用者、周辺住民、周辺環境等に被害を及ぼさないよう、十分な防止対策を講じるよう指導することとする。

- 2 知事は、事業者が、耕種的防除に努めるとともに、病虫害の発生状況等に十分留意し、必要最小限の農薬を使用するよう指導することとする。併せて、農薬の使用に当たっては、毒性の低い農薬を優先するよう求めるものとする。

(農薬管理指導責任者及び農薬指導士)

第5条 知事は、事業者に対して、農薬の安全かつ適正な使用及び農薬の適正な保管管理のために、農薬管理指導責任者を置くよう求めるものとする。

- 2 知事は、事業者が、農薬安全管理責任者を設置する場合、知事が認定する農薬指導士から選任するよう求めるものとする。

(農薬の購入及び防除の委託)

第6条 知事は、事業者が、農薬を購入するときは、法第17条の規定による届出のあった農薬販売者から購入させることとする。

2 知事は、事業者が、防除等を他人に委託するときにも、法を遵守して防除を実施するよう求めるものとする。

(農薬安全使用研修会等への参加)

第7条 知事は、事業者に対し、農薬管理指導責任者等の関係者を知事が行う農薬安全使用研修会等に参加させ関係者の資質の向上を図るよう求めるものとする。

(農薬の保管管理)

第8条 知事は、事業者に対し、農薬の保管管理に当たっては、鍵のかかる場所に保管する等適正な保管管理を行うよう指導することとする。

(農薬の使用状況等の報告)

第9条 知事は、事業者の農薬使用状況等について、別記第1号様式により記帳し、3年間保存するよう指導するとともに、毎年度、農薬の使用状況等について、別記第2号様式により、知事に報告するよう求めるものとする。

(水質の自主検査)

第10条 知事は、事業者に、次の事項により自主検査を実施するよう指導し、その結果を別記第3号様式により知事に報告するよう求めるものとする。

(1) 検査は、ゴルフ場の排水及び地下水観測井の水について行うこと。

(2) 水質の検査項目は、使用農薬のうち、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日付環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）（以下、「指導指針」という）に定める指針値（以下、「指針値」という）が設定されている農薬について行うこと。

(3) 自主検査は、年2回以上とし、検査時期は、農薬の使用時期、使用量等を考慮して行うこと。

2 ゴルフ場からの排水の水質は、指針値を超えないこととする。なお、事業者は、地下水の監視を行うため、観測井を設けるよう努めることとし、地下水観測井の管理目標値は排水の指導指針に定める水濁指針値に1/10を乗じて得た値及び水産指針値とする。

3 知事は、事業者が、ゴルフ場の排水等の水質が同条第2項1号に示す排水の指針値及び地下水の水質に係る管理目標値を超えるおそれがあると認めるときは、事業者にその原因を究明して適切な措置を講じるよう指導するとともに、直ちにその旨を知事に報告するよう求めるものとする。

(水質の改善指導)

第11条 知事は、ゴルフ場の排水等の水質が指針値を超えるおそれがあると認めるときは、事業者に対し農薬の使用に関し必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(市町村長との連携)

第12条 知事は、ゴルフ場における農薬に関する情報の交換を行うなど、市町村長との密接な連携を図るものとする。

(その他の報告)

第13条 知事は、この要綱の施行に関し、必要な限度において事業者に対し、報告を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成2年7月2日から施行する。

この要綱は、平成11年2月23日から施行する。

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

この要綱は、平成26年2月12日から施行する。

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

この要綱は、令和4年2月2日から施行する。